

鳥取大学手話サークル規約

- 一. 手話サークル部員としての目的、すなわち手話を学び、手話を使い
聾者の方とのコミュニケーションを通じながら、福祉活動等を通して
社会に貢献するということを自覚する。
- 一. サークル活動時（基本的に決められた時間とサークルとして活動する時）
以外のときもサークル部員としての自覚をもって行動すること。
- 一. なお、上記のサークル活動時以外（解散後など）の行動は自己責任とし、
企画物などに関しては企画者、遂行者がその責任を負うこととする。
- 一. 結論がでず、どうしても決められない物事の最終的判断は部長に委ねられる。